

令和2年 第8回農業委員会総会 議事録

1. 日時	令和2年8月7日(金) 午前9時30分～
2. 場所	にかほ市役所金浦庁舎 第3会議室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員(10名)	1番 須田貴志 2番 佐藤 直 4番 巴 朋之 5番 齋藤勝義 6番 齋藤文男 7番 佐藤久美子 8番 齋藤久江 9番 森 榮一 10番 加藤朋光 11番 遠藤 豊
5. 欠席した委員(2名)	3番 須藤孝子 12番 小林 豊
6. 総会議長	会長職務代理者 遠藤 豊
7. 会議録署名委員	1番 須田貴志 2番 佐藤 直
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐々木和則 副主幹班長 小森俊英 副主幹 三浦利枝
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第15号	農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について ・・・【3件】
議案第24号	農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について ・・・【1件】
議案第25号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【3件】

議案第 26 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
について . . . 【12件】

◆事務局長

ただ今より、令和2年第8回農業委員会総会を開催いたします。会長が諸般の事情により欠席しておりますので、はじめに、会長職務代理者であります遠藤委員よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午前9時30分)

◇会長職務代理者

【 会長職務代理挨拶 】

◆事務局長

ありがとうございました。それではこれより議事に移りますが、議事の進行は、遠藤会長代理が議長になりまして進めさせていただきます。よろしくをお願いします。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。3番 須藤孝子委員と12番 小林豊会長より欠席の報告がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中10名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。

◇議長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

1番 須田貴志委員、2番 佐藤 直委員の両名をお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

. . . 〈異議なしの声あり〉 . . .

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告

【 詳細に説明 】

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

◇議長

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案書3頁をお開きください。

報告第15号-1につきましても、貸渡人が高齢により農地を処分するため贈与するという事での合意解約でございます。解約した農地につきましても、この解約した農地の一部所有権移転として、議案第25号-2に上程されております。

報告第15号-2につきましても、農地法第3条による親子間の使用貸借権の設定でありましたが、受人の都合により合意解約するものです。解約した農地につきましても、新たな賃借権の設定として議案第26号-12に上程されています。

報告第15号-3につきましても、農地法第3条による親子間の使用貸借権の設定でありましたが、受人の都合により合意解約するものです。解約した農地につきましても、新たな賃借権の設定として議案第26号-11に上程されています。

◇議長

報告第15号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇齋藤久江委員

報告15号-1について、解約することによって、そのまま贈与を受けた方が耕作することになりますか。

◇小森班長

ここには記載されていませんが、議案第25号に上程されているとおり、借受人(耕作人)の世帯で贈与を受けるとことなることから、自動的に解約となり、贈与を受けた(耕作人)世帯が引き続き耕作することになります。

◇議長

よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第15号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長 議案第25号-1から3の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見がないようなので、初めに議案第25号-1について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に議案第25号-2について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 最後に議案第25号-3について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。議案すべて一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の設定の計画が12件でありまして、うち賃借権の新規が6件、再設定が6件、利用権設定の総面積は60,227㎡です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。

それでは議案書の9頁からです。

議案第26号-1から3は受人が同一の賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおり

りであります。

議案第26号-4は賃借権の再設定であり、契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第26号-5は賃借権の新設であり、契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第26号-6は賃借権の新設であり、契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第26号-7は賃借権の再設定であり、契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第26号-8は賃借権の再設定であり、契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第26号-9から12は農地中間管理事業を利用するものであり、受人が同一の解除条件付き賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第26-1から12のすべて説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇齋藤久江委員

議案第26-5について、受け手は認定新規就農者ということですが、就農に至った経緯や取り組み状況について説明をお願いします。

◇小森班長

受け手は元々土地持ち非農家で、これまで農地のほとんどを貸し付けていましたが、受け手の兄が就農するため県の研修を2年間受けた後、現在主にネギの作付を行っています。受け手はそんな兄の影響を受けてか農業に興味を持ち、県の研修所で2年間花卉の研修を受けた後、今年の平成31年に就農しました。始めた頃は適当な農地がなく大竹地区の農地を借りて花卉を栽培していましたが、もう少し農地を広げたいとの希望から、市農林水産課の就農アドバイザーから象潟地域の北部工業団地の近接にある農業ハウス備え付けの当該農地を手配していただき、今回新規の賃貸借を設定するものです。

◇議長

よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第26号-1から12については、原案どおり承認することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前9時45分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和2年 8月 7日

会議録署名委員

総会議長

会長職務代理

委員

1番

委員

2番

